

事務局ニュース07-NO.12 2008.5.2 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005

ほ 048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

5月24日の県連協総会へ各クラブ1名、
25日の研究集会へは多数ご参加ください！
10月4・5日の全国研・北海道集会へ
今から参加を準備しましょう！

報 告 事 項 (^_^)

1. 県教育局 私たちの運動の結果、障害児学童保育が特別支援学校を利用するに当たっての新しいルールができました

3月31日付けで埼玉県教育長名で各県立特別支援学校長に対して「特別支援学校放課後児童クラブの県立特別支援学校施設の利用について（通知）」が発出されました。

これまで、障害児学童保育が特別支援学校（養護学校）について、余裕教室（現時点では余裕教室は存在していません）を保育室として利用したり、放課後に特定の部屋を一時的に利用する場合は、「学校体育施設開放事業」を利用して、他の団体や事業所と横並びで使用するしかありませんでした。利用可能施設も体育館やプールなどに限定されていました。

私たちは、従来から特別支援学校を学童保育の専用施設ないし活動場所として利用できるよう要望してきました。昨年末には、10月1日の県議会教育長答弁をふまえて、この問題について障害児学童保育ブロック、パナナキッズ父母会、県連協の三者で、独自の陳情署名にもとり組み、県教育局に対してはたらきかけてきました。今回の通知は、私たちのはたらきかけを受けて県教育局として、障害児学童保育として学校施設を利用し易くするために、従来の「学校体育施設開放事業」とは異なる、新たなルールを作ったものです。

「通知」、「要綱」、「細則」は埼玉県学童保育連絡協議会HP「学童資料室」をご覧ください

2. 文部科学省 社会教育法改正案を国会に上程。「放課後子ども教室」に法的根拠を与える

文部科学省は2月29日、今国会に社会教育法改正案を上程しました。

同法第5条13項に新たに、「市町村の教育委員会の事務」の1つに「学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及び奨励に関すること」を追記しました。

これは、昨年度からスタートした「放課後子ども教室」に法的根拠を与えたと言えます。

3. 県連協 第5回県連協代表委員会が開催されました

4月19日（土） 於さいたま市桜木公民館 10市21人が出席。

報告・交流 2008年度県予算 国民生活センターの「学童保育提言」を受けて民間共同学童保育としての対応について 他（「一人ひとりの声」のとりくみ、『日本の学童ほいく』誌の普及・拡大、全国研・北海道開催へのとりくみ）

議題 2008年度県連協総会議案書 情勢、方針 提案と討議 他

4. 県連協 国民生活センター「学童保育提言」の「契約問題」について、民間共同学童保育としての対応について提案

【問題の発端とその後の経過】

2月21日、国民生活センターが『学童保育の実態と課題に関する調査研究』を発表しました（『事務局ニュース 10』で紹介）。同センターの研究の結論として5つの提言を行い、その1つとして以下のような事例をふまえて、「2. 契約書の作成と利用者への交付が不可欠」と提言しました。

<交付書面調査> 契約書ではなく誓約書を提出させている施設がある

社会福祉法では、契約成立時には、書面の交付を義務付けているが、契約書ではなく、保護者にだけ誓約書や承諾書を提出させている施設が存在が明らかとなった。

契約書や誓約書の中には、次のような利用者に不利な内容の記載があった。

・「保育活動中における「事故」「災害」「事件」等によって被害を受けた場合について事業者の責任を一切問わないこと。」との記載は、消費者契約法8条1項（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）に該当し無効である。

・「一旦、お支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返金致しません。」との記載は、消費者契約法9条1号（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）に該当し無効である。

センターの「調査研究」発表の翌日から新聞各紙が報道。例えば22日付け『読売新聞』は、「学童保育で『不適切』契約。『免責』『返金なし』違法の疑いも」との見出しを掲げました。

また、厚生労働省は2月28日付けで、健全育成係長名で都道府県に通知「放課後児童クラブの運営に当たっての留意について」を発出しました。この中で、同センター提言のこの箇所を受ける形で、市町村と放課後児童クラブ（学童保育）運営者に対して「留意」を促しました。

県連協からお知らせ・お願い (^o^)

私たち学童保育関係者としても、「保育活動中における事故等について事業者の責任を一切責任を負わない」「理由の如何にかかわらず(保育料)を返金しない」ことは問題であることは理解します。しかし、公立公営などの運営形態のように事業者=市、利用者=保護者という責任関係が明確な場合はともかく、民間共同学童保育の場合、利用者=事業者(運営者)であることから、「利用者と事業者との契約は不可欠」とする見解は違和感がありました。実際に県内でも、「保険の範囲内で処理することについての同意書」、「指導員や個人の責任を問わない誓約書」等を保護者に提出してもらっている学童保育は少なくありません。

そこで、県連協として、地域連協と学童保育に対してこの問題についての考え方を明らかにするために、弁護士との相談もふまえて、4月19日の代表委員会に以下の提案を行いました。

【県連協としての提案～4月19日県連協代表委員会です承】

1. 民間共同学童保育においては、社会福祉法に規定されている「情報の提供等」第75～77条は学童保育事業者(民間共同学童保育の場合、保護者)としての義務なので、きちんと行いましょう。

社会福祉法には、情報の提供(同法第75条) 利用契約の申込み時の説明(第76条) 利用契約の成立時の書面の交付(第77条) 書面には、経営者の名称、福祉サービスの内容、利用者が払うべき額、その他厚生労働省令で定める事項を明記すること

2. 具体的には、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」20～29ページにある書類の作成を行いましょ。

書類として、「放課後児童クラブ入室案内説明書」、「放課後児童クラブ入室申込書」、「児童家庭調査書」、「就労証明書」、「放課後児童クラブ入室の承認・不承認」、「放課後児童クラブのしおりが掲載されています。」

運営基準は、<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kijun/kijun.html>

3. 学童保育として賠償責任保険と傷害保険の両方に必ず加入しましょう。「保険の範囲内で対応します」等という契約書の類は有効です。

4. その上で、既存の「契約書」「誓約書」「同意書」があれば、見直しましょう

上記(1、2、3)のことを実行していれば、同センターが指摘したような、「契約書の作成」を改めて行う必要はありません。

契約書等の記載は、「保育中の事故やけがについて一切の責任を負いません」はダメですが、「故意や重大な過失以外については、保険の範囲内で対応します」等は問題ありません。

保育料についての契約等は、「理由の如何を問わず返金しません」は当然問題ですが、「前月納入を義務づけています。当月、児童が欠席の場合でも保育料は返金しません」等は、運営を安定的に維持する上であり得るし、問題ありません。

県連協としては、必要であれば、新年度に代表委員会等のレベルで、弁護士や研究者等をお呼びして学習会等を開催することも検討しています。

1. 「一人ひとりの声」運動 現在5市6クラブ11人の声が届きました!

5月、父母・指導員・地域連協 みんなで書いて送って下さい!

当面5月末をメドにお願いしている「一人ひとりの声を国・自治体に届けましょう」運動。現在5市6クラブ11人の声が届いています。5～7ページに紹介しました。

2. 新入所児童の世帯に『日本の学童ほいく』誌を勧めて下さい!

また、『日本の学童ほいく』誌のモニター登録をすべての学童保育にお願いしてください。特に、新入所児童の保護者にもお願いしてみてください。8ページ目の用紙にて登録して下さい。

3. 第36回県連協総会へ1クラブ1名ご出席下さい!

5月24日(土)17:30開場、18:00開会 於さいたま市産業文化センター
出席者の概数を16日までにご連絡ください。

市町村長さんに総会の案内を届けて祝電をお願いして下さい。

4. 第36回研究集会に多数ご参加を! 5月25日(日)9:30開会 於埼玉県立大学

今回の研究集会は、全体会、分科会ともに、大変充実した内容です。指導員は研修(仕事)として位置づけて必ず参加して下さい。また、保護者の方々には、日々の子育ての悩みに応え、学童保育をよりよくしていく知恵と力が沸くこと請け合いです。多数ご参加下さい。

特にお願い 第17分科会「“父母会力”をつける・高める～“みんなでつくる、みんなの父母会”ってどうしたらできる?」参加してあなたの父母会を紹介してください。

5. 全国研・北海道開催へ今から参加のとりくみを 1クラブ2名以上を

10月4(土)～5日(日) 於北海道・札幌

全国学童保育研究集会(全国研)は、全国の学童保育の保護者と指導員と一緒に、保育のこと、学童保育をよりよくしていく運動について学び交流できる場です。年に一度の学童保育の全国規模の“お祭り!”です。今年は、なかなか本州までは行けない北海道の関係者が、地元で全国の雰囲気を知りたいと全国研を誘致しました。埼玉県の保護者と指導員としても、たくさんが参加して、勉強しに行きましょう。そして北海道の関係者を励ましましょう。

そのために、今から地域連協・各学童保育としてスケジュールに入れて、全国研積み立てやカンパ等も行い、各クラブから2人(指導員は是非+アルファ)参加できるようにしましょう。

6. 地域連協・学童保育の総会が終わったら、県連協へ...

連協(連協のない地域は各学童保育) 指導員会、指導員労組等のそれぞれの2008年度の総会議案書の類を2部お送り下さい。

新年度の地域連絡協議会の役員、郵便物の発送先等を教えて下さい。8ページ目の用紙にて。

地域連協のニュース、要望書など運動の資料、指導員の実践記録やクラブだよりなどを適宜、送って下さい。そのために、ニュースなどの配布先として県連協を登録しておいて下さい。

県連協・全国連協 当面の予定

5月24日(土) 第36回県学童保育連絡協議会総会(於さいたま市産業文化センター)
5月25日(日) 第36回県学童保育研究集会(於埼玉県立大学)
6月29日(日) 第33回全国学童保育指導員学校・北関東会場(於群馬県・上武大学)
10月4日(土)～5日(日)第43回全国学童保育研究集会 in 北海道

上記1 「一人ひとりの声」運動に寄せられた声を紹介します

現在3年生女の子と1年生男の子を学童保育でみていただいております。私の家から小学校まで3km弱あります。子供の足では1時間位かかります。学童保育は、4年生までしか預かってもらえないらしく、今後6時間授業が増え、3時50分下校となり、家に着く頃には、真っ暗です。まだまだ5年、6年生も預かっていただきたいです。小学校6年生までは預かっていただきたいです。切実な願いです。よろしくお願い致します。

(桶川市・保護者)

今現在、2年生の子供がいますが、私は副会長として務めています。この間、新入室説明会にて、一人親の方から「(注：1人親に関しての)補助金ありますか」と聞かれました。「ありません」と答えました。一人親のため一日中働かなくてはいけない、かといって一年生は帰ってくるのが早い、でも預ける事ができない。そんな親御さんに「ありません」と答えるのが苦でした。保育料は11,105円です。幸手市では真ん中位ですが、保育料も値上げができない為、行事に参加して利益をあげ、でもその為にも「なぜ仕事して学童預けているのに行事がたくさんあるの？」と父母に協力を得る行事もあります。これからも1,000円前後又はそれ以上値上げになると思います。一人親とは限らず、少子化を防ぐのであれば、やはり補助金が必要だと思います。

(幸手市・保護者)

児童館の隅を間借りしているので、部屋が狭い

狭い部屋に50人以上が生活しています。人口密度がとても高いです。一人一人とゆっくり、しっかり接する場所ではないです。

子どもたちは未来です。子どもたちの健全な育成のために国や自治体は、予算を増やすべきです。これからも働くお母さん方は増え続けます。

(幸手市・指導員)

働く親が増えている今、子供達の放課後を考えた時、子供が安全に元気に、子供らしく過ごせ

るために学童という存在はとても大切だと思います。又、私たち親にとっても子育てを自分だけではなく、指導員さんといっしょにしていける安心感もあります。そんな学童の必要性、大切さをもっと考えていただけないでしょうか。

(本庄市・指導員)

2年前に新しい所で学童保育が始まりました。なぜかという土地の地主さんに出て行くように言われ、保護者の中の人々の好意により土地を借りて始まりました。本当は学校内にあれば、一番良いと思います。それは、学校内に空教室がある、庭が広い、保育所まで通わなくてもよい(子供が)(指導員のむかえなど)安全である。でも学校側はよい返事はくれませんでした。学童保育の分割しなくてもすむ将来に向けて私は学校内が一番良い場所だと思います。

(本庄市・保護者)

私は現在、母一人、子一人で生活をしております。その私にとって、仕事をするという事は、とても重要な事です。そして、その間、私に変わって、子供を大切に大切に預かっていただける学童保育は、なくてはならないものです。学校以外での集団生活は、第2の家庭といっても過言ではありません。その中で、子供が十分な設備や環境で生活できること、また、指導員さんの負担を少しでも軽減できるように、少しでも補助金や予算の拡充を切に思います。そうする事で、今後入所してくる子供達の為にもなると考えると同時に、学童保育所、そのものの重要性や地位も向上すると思います。ぜひ、補助金、予算の拡充を・・・。

(本庄市・保護者)

働く親にとって、安心して仕事をする為には、学童保育は、なくてはならないものと考えております。子供達をガキっ子にするのは、とても不安なこの世の中で、いつ犯罪に巻き込まれてしまうか不安でしかたありません。やはり、学童保育はなくてはならないと思います。学童保育施設をもっともっと増やし、施策を拡充する必要があると考えます。その為には、国からの補助金や予算を増やす事は、必要不可欠と考えます。

(本庄市・保護者)

私達、働く親にとって、学童保育は、とても大切でなくては、今の生活が出来ません。あるから安心し、仕事もやれ、まして今は、子供達にとって、とても安心できるどころはなく、常に危険と背中合わせの中、学童があることで安心して、学校後の生活をおまかせすることが出来るのです。核家族が増え、共働きの家庭にとって安心して子供を預けられる所が、今現在必要だと思います。その子供達、大勢が預かるには、予算大幅増額も必要だと考えます。安心して働き続けられる補助金を考えてください。

(本庄市・保護者)

現在、社会状況が変化して、少人数の家庭が増えています。そんな時、安心して子供を預けられる所が学童です。子供だけを家において働く事は、とても心配です。預けたくても受け入れる側の体制が悪いのでは問題だと思います。どうか充実した学童施設が1ヶ所でも多く出来る事を強く望みます。

(本庄市・保護者)

2005年4月、次女が小学校に入学すると同時に、癌で妻が他界したため学童保育に預かって頂きました。初年度は「預かってもらうだけ」という意識で、保護者会等にもろくに参加はしませんでした。次年度は訳あって保護者会会長を務め、学童保育のあり方、実態、問題点等に直接触れることが出来、また考えることが出来ました。その結果、我が家は父子家庭であってもまだましなほうで、中にはもっと大変なご家庭やご事情があることを知りました。公的補助ばかりに頼るわけではありませんが、このようなご家庭に対する補助も極めて限られているのが現状のようです。また、学童保育自体に対する自治体の理解も、まだ十分とはいえないのではないのでしょうか？少子高齢化対策、女性の社会進出、共働き等が進めば進むほど、公的事業の一環としての学童保育の必要性はどんどん高まるばかりです。正直なところ、学童保育の施設面、指導員の待遇・処遇等は劣悪を極めるといっても過言ではありません。その中でも指導員は児童のために精一杯、汗を流して下さっています。このような背景の中、学童保育の質的、量的な向上のためにも、是非、補助金・予算等の拡充を図り、将来を担う児童の成長の一助として頂きたいと思えます。無論のこと、我々保護者も自分たちの立場で出来ることには協力させて頂きます。また、勿論、他の分野にも予算が必要ということは重々理解していますので、他とのバランスをとった上でご賢察頂けますようお願い致します。

(F市・保護者)

今まで、共働きで両親とも正社員で働いてきました。子供2人は、これまで家庭保育室でお世話になり、朝7時半から夕方6時位まで預かっていただき、生活リズムが整っていました。今年の4月から上の子供が小学校にあがり、〇放課後児童クラブでお世話になる事になりました。夕方7時まで預かって頂けるのは大変助かるのですが、朝の時間に関しては、私達にとって重大な問題があります。多くの会社は始業時間が8時半頃かと思いますが、それに間にあう出勤をするためには、学童の朝の預かり時間は7時半、少なくとも8時でないとは不可能です。春休み中は、何とかお友達の家をお願いし、朝学童まで送って頂きましたが長い夏休みまでお願いするのは気がひけますし、ファミリーサポートの利用も勧められましたが、休み中毎朝利用すると、それだけで何万円もかかってしまうのが実情です。市としても、正社員として働くことを推進されているのかと思っておりましたが、これでは、パートでしか働けません。役所の窓口も8時半からの始業となっていると思いますが、実態に則した形で、条例を見直して頂き、学童の開始時刻を早めて頂きたく、多くの方が正社員として働くことを断念しないで済むようご配慮いただければと切にお願い申し上げます。

(さいたま市・保護者)

F A X 送信書048(644)1572 Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

上記1 【再再度】『日本の学童はいく』誌のモニターになります

保護者と指導員1名ずつは是非、最低、各地域・学童保育から1名をお願いします(人数制限はありません)。特に新しい保護者の方にお勧め下さい。

*通信は、1号につき300円相当の謝礼(図書券等)を送ります。(3~4ヶ月ほどまとめて)。「読者のひろば」に掲載したときは、別途、500円の図書券を送ります。

*期間は、登録を受けた日から、2008年3月号まで。

市町村名 _____ 学童保育名 _____
お名前 _____ をつけて下さい 保護者 指導員 他()
連絡先 指導員の場合は学童保育の、保護者の場合は自宅の連絡先をお書き下さい
_____ FAX _____ E-MAIL _____
〒 _____

F A X 送信書048(644)1572 Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

上記6 連絡協議会の代表者、郵便物の発送先

地域連絡協議会会長名 _____
住所 〒 _____
電話 _____ F A X _____ Eメール _____
地域連絡協議会事務局長名 _____
住所 〒 _____
電話 _____ F A X _____ Eメール _____
指導員(会)代表名 _____
勤務学童保育住所 〒 _____
電話 _____ F A X _____ Eメール _____
県連協沿線会議・代表委員会出席者名 _____
住所 〒 _____
電話 _____ F A X _____ Eメール _____
県連協からの郵便物送付場所 _____
住所 〒 _____
電話 _____ F A X _____ Eメール _____